

# 漁業許認可申請の手引

令和2年12月

長 崎 県 水 産 部

# 目 次

## 第1章 漁業の許可

第1節 許可の意義	4
第2節 漁業ごと、船舶ごとの許可	4
第3節 共同漁業と許可漁業の関係	4
第4節 許可漁業の分類	5

## 第2章 許可の申請・届出の提出方法

第1節 新規許可の公示制度	5
第2節 漁船登録との関連	6
第3節 経由機関	6
第4節 手数料	6
第5節 許可申請書	6
第6節 申請書の記載方法	7
第7節 添付書類	8
第8節 県による審査	9

## 第3章 継続許可等

第1節 継続許可	10
第2節 代船許可	10
第3節 承継許可	11

## 第4章 起業の認可

第1節 起業認可制の趣旨	12
第2節 起業認可の効力	12
第3節 起業認可の有効期間	12

第4節 起業の認可申請書	13
<b>第5章 変更の許可申請</b>	
第1節 変更の許可	13
第2節 変更許可申請書	13
<b>第6章 許可証の書換交付の申請</b>	13
<b>第7章 許可証の再交付申請</b>	14
<b>第8章 相続又は法人の合併若しくは分割</b>	14
<b>第9章 許可証</b>	14
第1節 許可証の携帯義務	15
第2節 許可証の譲渡等の禁止	15
第3節 許可証等の返納	15
第4節 許可番号の表示・抹消	15
<b>資料1 申請手数料一覧表</b>	16
<b>資料2 申請書類一覧表</b>	17
<b>資料3 申請書及び添付書類様式集</b>	別冊

## 第1章 漁業の許可

### 第1節 許可の意義

許可とは、もともと自由である行為を、公共の福祉上の要請から法令によって一般的に禁止し、行政庁が特定の場合に適法にこれを行うことができるようにする行為をいいます。

漁業の許可は、水産資源の保護、漁業調整の目的から、自由に漁業を営むことを一般的に禁止し、行政庁が出願を審査して特定の者に禁止を解除するものであることから、許可によって本来の自由が回復されるのであって、新たに権利が設定されるものではありません。

これは、他の漁業を排除して独占的に営むことができる漁業権とはその性格を本質的に異にするものです。

### 第2節 漁業ごと、船舶ごとの許可

漁業は、漁業権漁業（免許漁業）、許可漁業、自由漁業の3つに大別することができますが、知事の許可を受けなければならない許可漁業は、漁業法（以下、法という）第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、長崎県漁業調整規則（以下、規則という。）第4条に規定されています。

許可漁業には、「漁業ごと船舶ごと」に許可を受けなければならない場合（以下、対人対船許可漁業という。）と、「漁業ごと」に許可を受けなければならない場合（以下、対人許可漁業という。）があります。

一般的には、水産資源の保護培養及び漁業取締上、使用船舶を固定しておく必要がある許可漁業を、対人対船許可漁業と規定しています。

現在、本県は、対人対船許可漁業として、中型まき網、小型機船底びき網、もじゃこ、さんご、小型まき網、ごち網、機船船びき網、小型いかつり、敷網、すくい網、流し網、さし網、げんじき網、しいらづけ、潜水器、たこつぼ、追込網、固定式さし網、待網、かご、沖合ごち網、沖合固定式さし網の22の漁業を規定しています。

また、対人許可漁業として、うなぎ稚魚、あわび、なまこ、小型定置、地びき網、船びき網、地こぎ網、かづら網、飼付の9の漁業を規定しています。

### 第3節 共同漁業と許可漁業の関係

漁業協同組合が有している共同漁業権の内容となっている漁業について、組合員行使権を

有する者がこれらの権利に基づいて漁業を営む場合にあっては、たこつぼ、固定式さし網、待網、かご、小型定置、飼付を除く漁業では知事の許可が必要となります。また、用いる漁具・漁法によっても許可が必要となる場合があります。

例えば、第1種共同漁業権の内容となっている貝類（とりがい、あかがい、もがい等）やなまこ等を採捕する方法として、動力船により「けた網」を使用して採捕する場合は小型機船底びき網（手繰第3種）漁業の許可が、また、潜水器を使用して採捕する場合は潜水器漁業の許可が必要となります。

また、漁業法により、特定水産動植物として指定されているなまことあわびに関しては、漁業権又は組合員行使権に基づく場合や漁業許可（潜水器漁業やなまこけた網漁業等を含む）に基づく場合以外の採捕は禁止されています。なお、下記①～③に示す場合の採捕は漁業権又は組合員行使権に基づく採捕に当たらないため、なまこ漁業やあわび漁業等の漁業許可が必要となります。

①組合員でない者による採捕

②共同漁業権が設定されていない空白地帯での採捕

③なまこやあわびが漁業権の内容となっていない共同漁業権漁場での採捕

## 第4節 許可漁業の分類

都道府県知事が行う許可漁業（以下、知事許可漁業という。）には、農林水産大臣が農林水産省令にて定める漁業（いわし、あじ、さば、かつお、まぐろの採捕を目的としたまき網漁業や小型機船底びき網漁業）と都道府県知事が規則にて定める漁業があります。

## 第2章 許可の申請・届出の提出方法

### 第1節 新規許可の公示制度

新規に漁業の許可を受ける場合は、県の公示に基づいた申請を行う必要があります。県は当該漁業の許可等に関する取扱方針等に基づき、水産資源の保護培養や漁業調整が図られた場合にのみ新規許可を受け付ける公示を行います。

なお、当公示については、使用できる船舶の総トン数や推進機関の馬力数等の制限措置や申請すべき期間（基本的に公示から1ヶ月間）等が記載されておりますので、当公示による制限措置や申請すべき期間外の申請はできません。

ただし、継続や代船又は承継について許可等の申請をする場合など、規則第 14 条又は第 17 条の規定に該当する場合はこの限りではありません。

## 第 2 節 漁船登録との関連

漁業の許可等の申請又は届出に際しては、使用する船舶（漁船）が制限措置等の許可の要件に適合するものであるか、又は使用する漁船の変更登録（漁業種類の変更）等の必要がないか事前に確認する必要があります。

許可等の申請書記載事項と漁船登録の内容が相違する場合、所定の漁船登録手続きが完了するまで、許可申請書等を受け付けることができない場合があります。

## 第 3 節 経由機関

規則に基づく全ての申請・届出は、振興局管内に住所を有する者は管轄する振興局（長崎振興局、島原振興局及び県北振興局が管轄する西海市を除く。）を経由しなければなりません。

また、他都道府県知事の漁業許可等を受けようとする場合は、県が事前審査のうえ、長崎県知事の意見書を添えて関係都道府県に申請書を提出しますので、本県経由で申請書を提出する必要があります。（ただし、他県に入漁する小型いかつり漁業は、長崎県いか釣り漁業協議会経由で本県に提出してください。）

## 第 4 節 手数料

漁業の許可について申請する際は、必要書類を提出するとともに、資料 1 「申請手数料一覧表」のとおり申請手数料を所定の手続きで納付する必要があります。

所定の納付方法により申請手数料を納付し、許可申請書下部に、該当する納付方法について記入して下さい。

なお、他県の許可漁業の申請等に必要の手数料は、本県手数料納付方法を適用することができないので、適宜、本県担当者へ確認して下さい。

## 第 5 節 許可申請書

許可を申請するときは、様式第 1 号による許可申請書に、住民票の抄本、総トン数 20 トン以上の船舶を使用する場合には船舶検査証書の写し及びその他必要書類を添付し提出しなけ

ればなりません。

申請書に添付する書類は、基本的に規則第8条第2項に基づき資料2「申請書類一覧表」に示したとおりですが、許可を受けようとする漁業及び漁業種類によって異なる場合があります。なお、申請様式は資料3「申請書及び添付書類様式集」で示しているとおりです。

## 第6節 申請書の記載方法

### 1. 表題

「〇〇漁業許可申請書」の〇〇には、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業又は規則第4条に規定されている漁業の名称を記載します。

### 2. 住所及び氏名

住民票に記載されたとおり住所、氏名を記載して下さい。

申請者が法人の場合は、登記簿抄本に記載された住所、商号並びに代表者の役職と氏名を記載して下さい。

また、申請者が共同経営となる場合は、代表者の住所、氏名と外〇名と記載して下さい（代表者選定届(様式4号)の添付が必須）。

### 3. 漁業種類

漁業種類とは、許可漁業を魚種、漁具、漁法等によって区分したものであり、県が別途公示している内容のとおり記載します。

### 4. 操業区域

長崎県地先海面、大村湾海域、県北海区、南共第〇号共同漁業権内等、申請する漁業を営むにあたり漁業調整が図られている海域について、県が別途公示している内容のとおり記載します。

### 5. 漁獲物の種類

申請する許可漁業により漁獲しようとする水産動植物の名称（標準和名）を記載します。

### 6. 漁業時期

申請する漁業を営むにあたり、漁業調整が図られ、県が別途公示している漁業時期のとおり「〇月〇日から〇月〇日まで」と記載します。

### 7. 漁業根拠地

申請者が当該漁業を営むための基地とする市町名を記載します。一般的には、申請者の住

居地、事業所所在地若しくは使用船舶の漁業根拠地等が該当します。

#### 8. 漁具の種類、規模及び数

使用する漁具の名称、使用する漁具の構造と長さ、幅、高さ、及び使用する漁具の数量を具体的に記載します。

#### 9. 使用する船舶

使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数及び搭載している推進機関の種類と馬力数を記載します。

#### 10. 火光を利用するものにあつては、電源の種類及び出力、集魚灯の数及び光力

火光を利用するものは、発電機等電源の種類と容量、並びに当該漁船に装備している集魚灯の数と総消費電力を記載します。

#### 11. 潜水器を利用するものにあつては、潜水器の種類、型式及び送気装置

操業で使用する潜水器の種類、型式及び送気装置の名称を記載します。

### 第7節 添付書類

申請添付書類は資料2「申請書類一覧表」及び資料3「申請書及び添付書類様式集」を参考に必要に応じて添付して下さい。添付書類のうち主なものを説明します。

なお、当許可申請を行うにあたり、漁船登録に関する申請等の同部署が処理する手続きと同時に申請を行う場合においては、下記2に示す住民票抄本などの重複する書類を省略することができます。

#### 1. 申請理由書

申請をする必要性を具体的に記載して下さい。

#### 2. 住民票抄本

法人の場合は定款と登記簿抄本(履歴全部事項証明書等)

#### 3. 事業計画書

新規許認可、代船及び承継許可の場合(様式第5号)

#### 4. 漁具、漁法の説明書

図面等を添付し、小型機船底びき網で使用するビーム・桁等付属する漁具についても具体的に記載するほか、かごや網漁具を使用する場合は、網目の目合いを明確にしたうえで、漁法の概略を記載して下さい。



## 5. 使用船舶を用船する場合

使用する船舶が申請者の所有するものでない場合には、使用する権利を有していることを証する書類を添付する必要があります。具体的には賃貸借契約の場合は賃貸借契約書又はその謄本を、無償で使用する場合は使用賃貸借契約書又はその謄本、あるいは船舶使用承諾書又はその謄本です。ここで謄本というものは当該契約書の写しに契約当事者が押印したものをいいます。この契約書には通常少なくとも契約の対象となる船舶の船名、漁船登録番号、総トン数、馬力数、契約年月日、契約期間、船舶の使用期間、賃貸料等を記載して下さい。

## 6. 共同経営の場合

共同経営とは、共同者が共同経営契約を締結して、共同で事業をやることをいい、この場合漁業の許可は共同者全員がそれぞれ受けなければなりません。単独であろうと、共同であろうと、許可漁業を営むすべての者は許可を受ける必要があります。しかしこの場合は、共同者がそれぞれ別々に許可の申請書を提出して、別々に許可を受けなくても共同で申請して共同で許可を受けることとなります。共同で申請する場合には代表者を定めて届出、その代表者が行政庁に対して共同者全員を代表して申請をすることになり、したがって許可申請書のほかに規則の様式第4号の代表者選定届を同時に提出しなければなりません。さらに当事者間の契約によって、出資、議決権、利益の配当、損失の負担、業務の執行等についてどうするか取り決めをしているのが普通であり、この共同者の取り決めに従って経営を行うこととなりますので、その共同経営契約書又はその謄本を添付して下さい。

## 7. その他申請に必要な書類

漁業種類毎に申請に必要な書類が異なりますので、公示に定められた当該許可の申請に必要な書類を添付して下さい。特に共同漁業権内を操業区域に含むものに関しては、漁業権侵害が生じる可能性があることから、関係漁業協同組合の同意書が必要な書類となります。

## 第8節 県による審査

県は当該申請書類一式をもとに、許可をすべきかの審査を行います。審査で書類の不備や公示した制限措置の内容に合致しない事案などがあつた際には、当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可（継続、承継、代船及び相続に関する許認可を含む）を拒否する場合があります。

## 第3章 継続許可等

### 第1節 継続許可

継続許可とは、知事が継続を認める漁業として指定した漁業の許可を受けた者が、従来受有している許可の有効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請した場合、継続して許可を受けることが出来る制度です。

長崎県では、潜水器漁業を除く全ての船舶許可を継続許可の対象としているため、従来許可を有している者が許可を更新する際は、許可の満了日の3ヶ月前から1ヶ月前に継続許可の申請を行う必要があります。

#### 1. 継続許可の対象とならない許可

継続許可の対象とならない許可（以下、「公示許可」という。）は、対人許可漁業であるうなぎ稚魚漁業、あわび漁業、なまこ漁業、小型定置網漁業、地びき網漁業、船びき網漁業、地こぎ網漁業、かつら網漁業、飼付漁業と対人対船許可漁業のうち潜水器漁業です。

当許可漁業に関しては、許可の更新毎に県が行う公示に基づいて許可の申請を行って下さい。

### 第2節 代船許可

対人対船許可漁業は、代船を使用して操業しようとするとき、新たに許可を申請する必要があります。

新規許可は公示に基づいて一斉に申請を受け付けて許可するものですが、代船許可や第3節の承継許可の場合は公示によらないで、その都度申請を受け付け許可又は起業の認可ができる規定が定められています。

代船許可の場合は、

- (1) 代船を建造して申請する
- (2) 船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受ける等の既存の船舶の使用権を取得して申請する
- (3) 自分がすでに使用権を有している船舶によって申請する

の3種類が考えられますが、

- (1) の場合は、先ず起業の認可を受けて、その後許可の申請を行うこととなります。

(2) の場合は、申請にかかる船舶の漁船登録の申請等が申請者より提出され、登録等の処分が速やかに行われることが確実であれば、起業認可の申請は必要なく、漁船登録の申請と合わせて直ちに許可申請を行うことができます。

(3) の場合は、特別な理由がない限り、起業認可の申請の必要はなく、直ちに許可申請を行うことができます。また、代船許可においては、次の1～2に示す廃止代船や沈没代船により申請に必要な書類が異なりますので、確認の上、申請してください。

#### 1. 廃止代船

廃止代船とは、従前の許可を受けた船舶が老朽化等の理由により性能が悪く漁獲効率が上がらなくなった場合、代船でもって操業するため許可又は起業の認可を受けるものです。

従前の許可を受けた船舶の使用廃止は、申請者が廃業届を提出することによって確認されます。代船で許可されるまで従前の船舶によって漁業を続け許可と同時にそれをやめて新しい船舶に切りかえて操業を続ける必要があるので「漁業の許可がなされるときは、その許可の日に〇〇漁業に使用することを廃止します。」旨の廃業届を提出します。(様式第6号)

#### 2. 沈没代船

沈没代船とは、自分の意思によらない滅失又は沈没の不可抗力な原因によって従前の許可船舶が使えなくなった場合、代船で操業するために許可又は起業の認可を受けるものです。

この場合、沈没等を証する書面として海難報告書等が必要となります。

### 第3節 承継許可

承継許可とは、許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者が、当該船舶について許可又は起業の認可を申請しようとする場合、許可を承継できる制度です。

なお、船舶を使用する権利とは、具体的には、所有権、賃借権又は使用貸借による権利をいい、船舶を使用する権利を取得した場合には別途漁船登録上の使用者に追加する必要があります。

## 第4章 起業の認可

## 第1節 起業認可制の趣旨

漁業の許可を受けようとする者は、許可を申請するときには許可漁業で使用する船舶及び主たる漁具の使用権を取得しておく必要がありますが、使用権を取得する前であっても起業の認可を受けることができます。

起業の認可とは、許可の事前承認又は条件付き許可といわれているものであって、許可を受けようとする者が船舶又は漁具の使用権を取得するために資本を投じた後、許可申請をしたものの許可が得られなかったという事態とならないように、漁業者の危険負担をなくすための救済的な規定です。

使用権を取得する方法としては、

- (1) 自ら建造し所有すること
- (2) 他人が所有する船舶を購入又は譲り受け所有すること
- (3) 賃借権等を設定して他人に使用させている自己所有船を返還してもらうこと
- (4) 賃借権等を設定して他人が所有する船舶を借り受けること

等があります。

船舶又は漁具を使用する権利とは、具体的には、所有権、賃借権又は使用貸借による権利をいいます。

## 第2節 起業認可の効力

起業の認可を受けた者は、船舶及び漁具を使用する権利を取得した後、起業認可に基づき許可を申請することにより、申請の内容が認可と同一であり、許可を受けようとする者が規則第9条に該当しないときは、許可を受けることとなります。

許可を受けようとする内容が、起業認可の内容と異なるときは、変更許可申請を行い変更許可を受けた後、許可の申請が必要となります。

## 第3節 起業認可の有効期間

起業の認可には有効期間が定めてあり、許可の申請がない場合、その期間の満了する日をもって認可の効力は失効します。

起業の認可の有効期間は、

- (1) 新船建造を伴う場合は6カ月間

(2) その他の場合は3カ月間

としています。

ただし、一度指定された期間をやむをえない事情によって延長せざるをえないと知事が認めた場合、例えば船舶の建造が本人の責任以外の予想しなかった事情によって指定された期日に完成しないような場合は延長されることがあります。この場合は事前に有効期間の延長申請を行い再度知事の認可を受ける必要があります。

#### 第4節 起業の認可申請書

起業の認可の申請をするときは、様式第1号による起業認可申請書に、資料2「申請書類一覧表」に記した必要書類を添付し提出しなければなりません。

### 第5章 変更の許可申請

#### 第1節 変更の許可

知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた者は、規則第11条により公示された制限措置と異なる内容にて知事許可漁業を営もうとするときは、知事の許可を受けなければなりません。変更できる制限措置の項目は、船舶の総トン数、推進機関の馬力数の2項目のうち、「申請のあった馬力数」や「申請のあった総トン数」として制限措置に定められている漁業のみです。

対人対船許可漁業であって、船舶の総トン数、推進機関の馬力数を変更しようとするときは、必要に応じて漁船の改造許可を受けるとともに、上記に示した許可については、漁業許可の内容変更許可について申請し、変更許可を受けた後に船舶の改造工事等に着手することとなります。

その後、改造工事等が完了したとき、当該漁業許可証の書換え交付を申請することによって、変更された許可証の交付を受けることとなります。

#### 第2節 変更許可申請書

変更の許可を申請しようとするときは、様式第2号による変更許可申請書に、資料2「申請書類一覧表」に記した必要書類を添付し提出しなければなりません。

変更が許可された場合は、変更許可指令書が交付されます。

## 第6章 許可証の書換交付の申請

許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたとき、すみやかに様式第3号による許可証書換交付申請書に、資料2「申請書類一覧表」に記した必要書類を添付し提出しなければなりません。

ただし、対人対船許可漁業の場合、使用する船舶の総トン数及び推進機関の馬力数を変更しようとするときは、以下の場合毎に異なる対応が必要となります。

### 1. 制限措置の定めが「定めなし」又は「～kw以下」等と定められている場合

制限措置の範囲内であれば、書換交付の手続きのみを行って下さい。

### 2. 制限措置の定めが「申請のあった馬力数（又は総トン数）」と定められている場合

書換交付申請を行う前に第5章第1節に記載している変更の許可の手続きを行って下さい。

### 3. 使用する船舶を変更しようとするとき

使用权を得ている他の船舶へ許可を変更する際には、書換交付申請ではなく、第3章第2節に記載している代船許可の手続きを行って下さい。

## 第7章 許可証の再交付申請

許可漁業を操業するときは、許可証を携帯しなければなりません。許可証を亡失（紛失）又はき損したときは、すみやかに様式第9号による再交付申請をする必要があります。

## 第8章 相続又は法人の合併若しくは分割

相続、合併については、相続人等は自動的に被相続人等の地位を承継するものの、相続人等に適格性がない場合は承継できません。

また、相続人が2人以上あるときは、それぞれの相続人に許可等ができないため、相続人が共同で経営するか、あるいは相続人が協議し許可漁業を承継する者1名を定めてその者が経営する必要があります。

このため、相続人等は、承継の日から2カ月以内に、様式第10号による相続届に、その事実を証する書面を添付し提出しなければなりません。

## 第9章 許可証

知事は漁業の許可をしたときは、漁業取締上の必要から許可を受けているか、許可を受けているとしてもどのような内容の許可を受けているのかを常に明らかにするための証明として漁業許可証を交付します。

#### 第1節 許可証の携帯義務

許可を受けた者は、許可漁業を操業する際、当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自らが許可証を携帯し、若しくは操業責任者（船舶の船長、船長の職務を行う者、又は操業を指揮するもの）に許可証を携帯させなければなりません。

しかし、許可証の書換え交付の申請等のため行政庁に許可証を提出中であるときは、知事がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを携帯すればよいこととされています。

#### 第2節 許可証の譲渡等の禁止

許可を受けた者は、許可証を他人に譲渡し、貸与してはなりません。

漁業の許可を受けていない者が、他人の漁業許可証を譲り受け又は貸与を受けて操業した場合も無許可操業として罰せられます。また、許可証を譲渡又は貸与した者も罰せられます。

#### 第3節 許可証等の返納

漁業の許可を受けた者は、許可等の効力を失い、又は取り消された場合、あるいは許可証の書換え交付や再交付を受けた場合には、様式第11号に従前の許可証を添付し、すみやかにその許可証を返納しなければなりません。

#### 第4節 許可番号の表示・抹消

小型機船底びき網漁業、ごち網漁業及び沖合ごち網漁業の許可を受けた者は、船舶の外部両舷側の中央部に所定の許可番号を表示しなければ、使用できません。

また、許可が失効等した場合は、その表示を消さなければなりません。

なお、小型機船底びき網漁業、ごち網漁業及び沖合ごち網漁業以外であっても、漁業許可に付した条件により表示義務がある漁業の許可を受けた者等は、同様の措置をとる必要があります。

資料1

申請手数料一覧表

所定の納付方法にて手数料を納付すること。

(令和2年12月1日施行)

手数料の名称	単位	金額(円)
漁業権免許申請手数料	1 件	3,900
漁業権共有認可申請手数料	〃	3,900
漁業権分割変更免許申請手数料	〃	2,700
定置漁業権又は区画漁業権を目的とする 抵当権設定認可申請手数料	〃	1,300
漁業権移転認可申請手数料	〃	1,300
休業中の漁業許可申請手数料	〃	2,700
5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る 漁業許可申請手数料	〃	3,100
5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る 漁業許可変更許可申請手数料	〃	2,600
免許漁業原簿の謄本又は抄本の交付手数料	用紙1枚	540
漁場図の謄本又は抄本の手数料	〃	540
免許漁業原簿閲覧手数料	1 件	290